

県立大学に「債権差押命令」

ついに、とすべきでしょう、長崎地方裁判所佐世保支部は県立大学に対して「債権差押命令」を下しました。

長崎県立大学は裁判所から「債権差押命令」を下されましたが、大学がこのような差押を受けるというのは前代未聞の出来事でしょう。おそらく日本初ではないでしょうか(さすがに、調べてもいないのですが)。

差押を受けるというような事態は、通常の企業ならば、銀行のブラックリストにも載るような醜態ですから、経営者としては何としても避けようとするものです。おそらく、そういうまっとうな感覚が現在の県立大学執行部の面々にはないのでしょうか。まことに理解しがたい大学の行動です。